

再犯防止推進計画等検討会（第5回） 議事録

- 第1 日 時 平成29年6月28日（水） 自 午後4時00分
至 午後6時10分
- 第2 場 所 法務省第1会議室
- 第3 議 題 ・民間ボランティアの活動の推進等について
・広報・啓発活動の推進等について
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○**法務省大臣官房審議官** それでは、定刻になりましたので、第5回の再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

本日は、議長の命により、副議長であります私、官房審議官の高嶋が司会進行を務めさせていただきます。過去3回ほど、所用により議事進行の職につけませんでした。大変申し訳ありませんでした。左側に座っている阿部室長とともに、今日は進行をやらせていただきたいと思っております。

有識者の皆様、それから関係省庁の皆様には、平素より本検討会の開催に御協力いただくとともに、有意義な御意見、御指摘を頂戴し、心より御礼申し上げます。本日の検討会におきましても活発な御議論がなされますよう、皆様の御協力を切にお願いするところでございます。

早速、本日の議事に移らせていただきたいと思っておりますが、その前に、本日の検討会の進行について説明させていただきたいと思っております。

本日の議事は、お手元の資料のとおりですが、「民間ボランティアの活動の促進等について」、これが1つ目。大体前半の1時間はこれに当てさせていただきたいと思っております。

それから、事前に御案内させていただきましたとおり、第2回、第3回の検討会で御議論いただきました就労・住居の確保、それから保健医療・福祉サービスの利用の促進、この点につきまして、再犯防止推進計画に掲げるべき事項等を整理した事務局案というのを作成し、関係省庁の皆様、それから有識者の皆様に示させていただいているところでございます。その内容についても、今日は2つ目の議題として意見交換をさせていただきたいと思っております。これが後半の1時間ということで当てたいと思っております。

限られた時間でありますので、大変恐縮ですが、円滑な進行に御協力いただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事でありまして、「民間ボランティアの活動の促進等について」及び「広報・啓発活動の推進等について」に移らせていただきたいと思っております。

その後、議事の進め方でありまして、まず事務局から現状、課題を説明させていただきます。それから、関係省庁の皆様から検討している施策案等の説明をいただき、それを踏まえて意見交換を行いたいというふうに考えております。

それでは、まずお手元の資料1を御覧ください。これについて、事務局のほうから説明させていただきます。お願いいたします。

○**事務局** 事務局でございます。

資料1に基づき、現状と課題について御説明いたします。

まず、「民間ボランティアの活動の促進等について」です。資料1の2ページ及び3ページを御覧ください。

ここに列挙しておりますとおり、再犯防止は保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティアといった民間ボランティアやNPO法人等の民間団体による活動に支えられております。こうした民間ボランティアの活動を促進していくことは、再犯防止を更に推進していくために不可欠であると考えておりますが、そのために幾つか大きな課題があると認識しております。

4 ページを御覧ください。その課題の1つが、保護司の減少、高齢化であり、そのための対応として、保護司の不安・負担を軽減する取組が求められています。

5 ページを御覧ください。また、再犯防止に協力する意思を有する人が多い一方で、民間ボランティアが減少していたり、民間の団体等が再犯の防止の活動を新たに開始することが困難であるといった課題があることから、民間ボランティアとしての実際の参画を促進する取組や、民間団体等の創意工夫による再犯防止の活動を促進する取組が求められています。

次に、広報・啓発活動の推進等について、御説明させていただきます。

7 ページを御覧ください。再犯防止をテーマにした広報活動としては、法務省主唱で、各省や関係団体等に御協力いただいて実施している“社会を明るくする運動”がございます。また、刑務所作業製品の販売を通じて刑務作業等の重要性について知っていただく矯正展を、「社会を明るくする運動」の中で実施しております。卓上に首相官邸のホームページの資料を配布させていただいておりますとおり、本年度の全国矯正展には、安倍総理大臣にも御視察に来ていただいたところでございます。こうした広報・啓発活動を通じて、国民に再犯防止の重要性を御理解いただくことが重用であると考えておりますが、そのために幾つか大きな課題があると認識しております。

8 ページを御覧ください。その課題の1つとして、“社会を明るくする運動”の認知度が低いことがあり、国民に広く認知していただくため、受け手に応じた効果的な広報・啓発活動の実施が求められています。また、国民の多くが犯罪をした者等と接することに対する不安を持っていることが明らかになっており、国民の不安を解消するための取組が求められています。

事務局からの説明は以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、関係省庁の皆様からの説明に移らせていただきます。

それでは、法務省から矯正局、保護局の順に説明をお願いいたします。

【法務省から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、次に警察庁から資料の御説明をお願いいたします。

【警察庁から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきますが、お手元にごございます資料3に記載されたことを含めまして、御意見、御質問等頂ければと存じます。

まず、長年、民間ボランティアである保護司として御活躍いただいております永見委員から、最初に御意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○永見委員 私のほうからは、資料として6ページほどのものを提出しておりますので、そちらを読んでいただければよろしいんですが、現場で実際に保護司活動をしている立場として、実際に感じていることを述べさせていただこうと思います。内容的には、先ほど保護局のほ

うから説明のあったものとかかなり重複しますが、保護司の立場からということで述べさせていただきます。

まずは、保護司の役割、現状についてですけれども、保護司という民間篤志家のよって立つところは、民間性と地域性にあると言われていています。しかし、近年の個々の保護司を取り巻く状況には、それだけでは対応できない課題があります。薬物、高齢、精神疾患、発達障害等、保護観察対象者の有する問題が複雑多様化していること、家庭や地域の協力を得られない対象者が増加しているなど、処遇が専門化、困難化して、処遇活動に自信を持ってなくなっている。また、住宅事情、家庭事情により、自宅での面接が困難になっていることなどです。さらに、保護司組織に目を移しますと、保護司候補者発掘の困難化や早期退任保護司の増加による保護司充足率の低下、組織活動のための経費の不足、人材育成など、保護司組織の活動基盤が脆弱であることなどの課題があります。

これら、個々の保護司や保護司組織が抱える問題への対策として、私たち保護司が現在最も重要であると考え、取り組んでいるのが、更生保護サポートセンターの充実強化です。更生保護サポートセンターの設置は平成20年度から始まりましたが、現在では半数以上の保護司会が更生保護サポートセンターを設置しています。全国の更生保護サポートセンターを見ますと、放課後行き場のない少年たちに対する、BBSと連携した学習支援、家庭の事情により家庭で夕食をとることができない子供たちに対して、更生保護女性会と連携した「子ども食堂」の実施、保護観察対象者の保護者に対する親業教室の実施、自助グループと連携した薬物依存者等の支援等、多彩な取組があり、これらは地域における再犯防止機能の強化につながっていると考えます。更生保護サポートセンターの設置により、保護司会が目に見える存在になり、関係機関や地域住民などから、これまで以上に様々な依頼や相談を受けるようにもなりました。更生保護サポートセンターの中には、地方公共団体から子育てや非行など、一般相談の窓口などの業務を委託し、依頼される例も複数見られます。保護司として、地方公共団体から頼りにされ、地域の安全・安心に貢献している実感が湧き、保護司活動のやりがいが増している感じがいたします。

このように充実した保護司活動のためには、更生保護サポートセンターの存在は不可欠であり、早急に全国で886地区あります全ての保護区に更生保護サポートセンターを設置するとともに、その機能の充実強化を図り、それぞれの地域において再犯防止を推進する拠点とすべきだと思います。さらに、保護司会が広域または複数の地方公共団体にまたがる場合には、1つの保護区の中に複数の更生保護サポートセンターを設置することへのニーズもあります。更生保護サポートセンターが地方公共団体との連携を強め、地域に密着した活動を展開するためには、市区町村ごとに再犯防止の推進拠点として更生保護サポートセンターが設置されることが理想的であると考えます。

次に、保護司の支援体制の充実を考えていただきたいと思います。保護司の負担を軽減し、保護司会活動の一層の活性化を図るため、保護司会の活動支援、助言する人材の配置も検討していただきたいと思います。例えば、保護司の中には、保護司を定年になってからも、地域の安全・安心に貢献したいとの志を有する者が多くおります。こうした保護司OBの方々が地域の有識者として保護司会に助言等を行っていただければ、大変有り難いと思っております。

また、私たちの仲間であるBBS会や更生保護女性会も、地域の安全・安心の充実に大き

く貢献しています。近年、更生保護女性会は会員数が大幅に減少しており、BBS会員も減少傾向にあります。地域の一般の方々から再犯防止への協力を得ていくためには、国や地方公共団体が更生保護女性会とBBS会の活動を支援し、これらの団体を活性化していくことが大切だと思います。保護司としても、昨年度から始まった保護司活動インターンシップにBBS会や更生保護女性会に参加してもらうなどして、BBS会や更生保護女性会の皆さんに保護司活動をもっと知っていただき、相互の連携を深めるとともに、インターンシップに参加したBBS会員や更生保護女性会員が将来保護司候補者となってくれることを期待しております。

次に、広報・啓発活動の推進について述べさせていただきます。

まず、“社会を明るくする運動”の推進です。来月は、再犯防止推進法に基づく初年度の再犯防止啓発月間であり、例年に増して“社会を明るくする運動”を盛り上げるべく、保護司たちは頑張っているところです。再犯防止啓発月間ができたことにより、ますます国・地方公共団体・民間が一体となった広報・啓発活動が展開できることを願っています。

私は、“社会を明るくする運動”には、狭義の再犯防止を訴えるのではなく、学校と地域と連携した少年の非行防止や健全育成に力を注ぐことが重要だと考えております。一部には、町の住民の中に犯罪をした者がいることを前提とした再犯防止という考え方に対する抵抗もあります。ですから、従来からの“社会を明るくする運動”，サブタイトルで「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」という、受け入れられやすい言葉の中で、犯罪予防や犯罪や非行をした人たちの立ち直り、支援への理解、協力を得ていくことが有効ではないかと考えております。また、こういった民間の取組への国や地方公共団体からのより一層の経済的支援も望まれます。

最後に、地方公共団体への働きかけです。再犯防止推進法が再犯防止施策を地方公共団体の責務として定めたことは、意義深いことです。一方で、保護司が再犯防止施策の件で協議したくても、窓口すらない例も多くあります。各都道府県、市区町村に担当部署が設置され、例えば、各地域の関係機関、民間団体からなる再犯防止推進協議会を設けるなどして、地域のネットワーク作りを担っていただくことが望まれます。また、再犯防止推進法を踏まえた「再犯・再非行防止条例」が制定されるとよいと思っております。具体的には、立ち直し支援に取り組むボランティア団体への支援、安全・安心なまちづくりのための広報・啓発の促進、地域団体、事業者、関係行政機関等の責務を規定したものなどが考えられます。

今後、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を全ての地方公共団体に策定していただきたいと考えておりますが、こうした条例の制定についても進めていただければと考えております。さらには、地域の安全・安心について、住民同士が話し合う「地域安全・安心会議」のような取組も必要だと思います。町内会や自治体単位で、各種団体や住民が集まって、地域の安全・安心について自らの課題として考える、地方公共団体から町内会、自治会等にこうした取組を促していただくことも考えられますし、保護司はこのような会議の取りまとめ役になることもできると思います。こうした取組を広めていくことが、犯罪予防や再犯防止に対する住民の幅広い理解や協力につながり、ひいては地域の安全・安心の実現につながっていくものと考えております。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

御指摘いただいたように、更生保護サポートセンターの問題につきましては、どういう形で計画案に盛り込んでいくかということが大きな問題だと思っております。また、地方公共団体の関与の在り方というのも非常に大きな難しい問題なんですけれども、これも、ここでさらにまた御議論いただきたいと思っておりますが、頂いている意見書のうち、宮田先生の御意見の中で、更生保護サポートセンターについて言及されているところもございまして、その更生保護サポートセンターの在り方、これに対する対策の在り方を中心に、そのほかの点も含めまして御意見いただくと有り難いのですけれども、どうでしょうか。

○宮田委員 私は今回も意見書を提出させていただいております。

私は、更生保護サポートセンターに関しては、永見先生と違う部分もございまして。保護司の方が対象者と会うために更生保護サポートセンターを利用することにより、そこにいらしている人たちは、何らかの犯罪を犯した人ではないかというラベル張りの役割をしてしまうのではないかと。そういう意味で、更生保護サポートセンターをつくる場所については、地方公共団体の施設の一画などの、多数の人が出入りするような場所であるほうが望ましいのではないかと趣旨のことを書かせていただきました。

保護司に関しては、昭和50年代に私が大学で授業を受けたときから、高齢化が問題だと言われております。永見先生がおっしゃったように、今は保護観察対象者に非常に複雑な問題がありますので、保護司の人材の募集については、例えば、弁護士、司法書士、行政書士といった法律関係の士業、あるいは社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉関係の士業を始めとした、専門性のある方、あるいは学校の先生や公務員で福祉職にある人といった、有職者で、福祉の問題であるとか、依存症の問題であるとか、様々な問題に専門的な知見のある方を保護司にしていくということをお考えになってみてはいかがかという意見を書かせていただきました。

また、更生保護サポートセンターによって、非常に保護司会の活動が活性化して素晴らしいと思うのですが、有職者の保護司の場合には、そのような活動になかなか参加することができません。保護司の活動がそういう活動を盛り立てることであると強調することが、有職者が保護司になることを妨げている面はないだろうか懸念いたします。もちろん、そのような保護司会での活動が重要であることは間違いありませんけれども、最も大事なことは、保護司の個別ケースであろうかと思えます。そちらよりも保護司会の活動が重要なのだということになってしまいますと、多くの方の理解を得て保護司になっていただくことが、難しくなるのではないかと感じた次第でございまして。

あと、保護司をはじめとした様々なNPOとの連携の問題がございまして。今、弁護士会では、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉職の方と連携して、いわゆる入口支援といわれている分野での御意見を頂戴し、裁判所に提出する活動をしております。福祉の方々と連携した活動をすることで、法曹の見方とは全く違う見方を提示していただき、非常に視界が開けた思いでございまして。日本では、様々なNPOが様々な活動をし、それぞれが非常に深い知見や経験をお持ちなのですが、その横の連携というのがなかなか図られないということを言われています。

環境問題に関して、ある海外の非常に有名な環境問題に取り組んでいる都市が、「日本の団体がいっぱい来るんだが、皆同じような活動をしているみたいだ。」ということをおっしゃられたと聞いております。つまり、横の連絡がないので、それぞれがそれぞれに勉強をし

ているという実情があるのです。

更生保護や社会的な弱者の立ち直りに対して、様々な団体が様々な活動をしています。それらが集積した知見について、情報を交換し、それぞれの活動を高めていくような、上手い方法は考えられないでしょうか。もちろん、既存の更生保護に関する団体である更生保護女性会やBBS会の活動が今まで果たしてきた役割は非常に大きかったと思いますし、そういう中に、入ってくださる方が新たに出てくるのかもしれませんが、むしろそういう期待をするよりは、別なNPOがたくさん立ち上がっているからこそ、そちらへの参加が減っているという視点を持ってみてもよろしいのではないかと感じる次第でございます。

そのような活動で、一番問題なのは、資金難の問題です。更生保護法人にしても、そのような犯罪からの立ち直り支援のNPOにしても、保護司の活動にしても、どこも金がないというのが実情です。せっかく更生保護法人日本更生保護協会は財界の方をトップにいただいているわけですから、奉加帳を回してもらえというのはちょっと品のない言い方ですけども、経営者として様々な形で社会貢献をし、経済活動をしている方々に、この更生保護について御理解をいただくということは、極めて重要ではないかと考えております。

また、若い世代の方たちは、非常に今、NPOの活動に熱心に取り組んでおられます。資金集めなどについても、インターネットで募金サイトを立ち上げてお金を集めるなど、非常に面白い活動をしております。いろいろなNPOと交流をしたらいかがかと申し上げているのは、そのような若い人たちの新しい活動の仕方などについて、今までやってきた更生保護の活動の中に生かしていくことができるからという考えもございます。

それから、啓発活動でございます。なぜ国民は更生保護に対して無関心なのか、悪い人は悪い人、そんな人が立ち直れるわけがないと思っているからです。以前にも申し上げましたが、シンガポールでは、私はこんなふうな罪を犯しましたが、こうやって今立ち直って、きちんと仕事をしています、皆さんも頑張りましょうというコマーシャルを流したところ、大変な反響があったということでございます。前科があってもこんなふうになんとやれている、こんなにすばらしい人が実は前科があったんだというようなことは、もっと紹介されてもよいと思いますし、顕名で活動していらっしゃる方はご協力くださる方もいらっしゃると思います。犯罪をした人は危ない人で好ましくない人だというのはなく、立ち直った場合には、むしろ非常に好ましい存在になっているのだというメッセージを、国民に対して発するべきであらうかと思っております。

そして、啓発活動の中に、永見先生が犯罪を犯さないための教育は大変重要だとおっしゃいましたが、私もそのとおりであると思っております。罪を犯した人の多くは、被害者なんです。金をだましとられて金がなくなった、あるいは虐待の被害者だ、あるいは学校でいじめられ続けて、暴力がコミュニケーションの手段だと学んでしまった、そういう人たちが暴力犯罪を起こしたり、あるいは苦痛から逃れるために薬物犯罪を犯すなどということは、かなり多いのです。犯罪に遭わないように啓発するということは、実は犯罪をさせないための非常に有効な手段です。

性犯罪に関しては罰則が強化され、あるいは構成要件について、今までとは異なった構成要件が立法されましたけれども、性に関する誤った情報の氾濫が引き金になっているという面がございます。発達障害の方が、ポルノのビデオを見て、こういうふうになれば女性は喜ぶんだと思って、そのとおりに犯罪をするんだということも実際に起こっています。

私たちが犯罪を防止するためには、ポルノ的な表現、暴力的な表現に対する何らかの表現規制も必要なのではないかという問題を提起させていただければと思います。

極めて雑ばくな意見を申し上げましたので、あとは、私の意見書の紙面に譲るということで、お許しいただければと思います。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

頂いている意見書、非常に多岐にわたって、有益な意見をいただいております。計画のたたき台をつくる際には、熟読させていただいて検討させていただきたいと思っております。

今、資金の話がございましたが、資金の話に関しましては、堂本先生からも意見を頂いておりますので、その点、出している意見を中心に御発言いただければと思います。

○堂本委員 ありがとうございます。

今日整理していただいたボランティアの保護司の方とか、それからBBSの方にしても、皆さん相当、無償に近い形での領域もあると思います。

私が1番目に書かせていただいたのは、民間ボランティアの活動の促進、このように書いてあるんですけども、本当は、民間支援活動の促進と変えていただきたいと。なぜなら、この英語のボランティアというのはもともと、最初に自発的に軍隊に出ていくというようなときに、ボランティアという言葉が使われたというふうに言われていますけれども、あくまでも自発性と無償性、そして先駆的なことをするというこの意味があります。日本語になると、それが奉仕活動というニュアンスが大変強くて、そういう形でどこでも使われているんですけども、最初にお話があったように、今では非常に保護司さんのお仕事にしても複雑化し、多様化し、そして専門性を必要としているというような時代になったときに、単に刑務所を慰問するといったようなタイプのボランティアとは大分違ってきていると思うんですね。やはり奉仕の場合だと、責任がない、あるいは拘束を受けないし、それから自分の仕事があれば、そちらが優先するというようなことになります。

しかし、これからは、地域住民あるいは民間企業、それから財団とか社団とか、それから社会福祉法人、NPOなど、いろいろな法人が、それから個人の場合もあると思いますが、無償奉仕ではなく、女子刑務所の場合もそうでしたけれども、モデル事業の場合も、臨時の国家公務員ということで、もちろん自発性と、それから奉仕の精神も相当あってやってくれているんですが、やはり有償の協力者として仕事を展開していただいています。

ノルウェーに行ったときに、セーブ・ザ・チルドレンという団体がありますが、その事務局長は全世界展開をしていて、なかなかのやり手の方なんですけど、翌年行ったときは、その同じ人が外務大臣になっていたんですね。そのぐらいやはりNGOの活動がレベルの高いものであると。

日本はとかくそういった奉仕活動を、むしろそういう産業、ビジネスとか、あるいは行政の仕事とか、そういうものより一つ格下に見る傾向があるんですけども、やはり欧米に行くときと決してそうではないと。同格に見ているから、ボランティアではなくて、NGOのトップの方の次のお仕事が外務大臣であるというようなことが可能なわけで、現代社会の中では、そういった民間の活動をやるのであれば、やはり有償の、また、レベルの高い活動が求められているということで、大分今までの奉仕というものよりは切り替えたほうが良いということを考えています。

2番目は、これは、今までにも大分この分野で、いろいろ仕事をしている方から言われたんですけれども、やはりどうしても刑事司法の領域の方は、さっきも申し上げたように、本当に地道な市民の活動を御存じないと。もっときちんと発掘してほしいということですね。いろいろな活動をしている方があって、本当にグループホームなんかでも、出所した大人の人も、それから少年院を出てきた人たちも身を寄せているところなんかたくさんあるんですけれども、必ずしもそれをそういう目的をうたっていないなくても、そういうことをやっているNPO活動、社会福祉の活動がたくさんあります。それを、まずは掘り出してほしいと。そのことから始めていただくことが大事ではないかという意見をあちこちで言われたので、お伝えしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

今日のテーマに関しましては、更生保護法人清心寮の理事長であります清水委員からも、御意見いただきたいと思います。お願いいたします。

○清水委員 清水でございます。

私が意見を書かせていただいた中身のかなりの部分は、今、御三方からお話がありましたんで、ちょっと違う部分だけをお話したいと思います。

まず、保護司のなり手がなかなか今難しくなっておるということなんですけれども、宮田委員がおっしゃったとおり、最近急にじゃなくて、もう随分長いことかけての話で、昭和40年代の高度経済成長の入口というか、最盛期のころには、何人かのやはり刑法学者の方、社会学者の方たちが、こういう大きな社会変容の中で、保護司制度というのはもう衰退して崩壊するんじゃないかと言われてましたけれども、そう言われながら今にやはり至ってきている。それはやはり何かということは大変なものと、もう1つは、でも、その何かということも難しくなっているなということはあるんですけれども。

私も、公務員を退職して保護司になりました。もう12、3年になるんですけれども、12、3年やっている中で、本当に私は生身で地域で交流ができて、この人は是非保護司にと思って、しかも、保護司にならないかと言って、何の理屈も説明もしないで二つ返事で付き合ってくれたという人が、まだ3人ぐらいしかいません。でも、それがとても保護司の人材発掘で大事なところで、今まで私たちがやってきたわけなんですけれども、保護司の方たちというのは、もちろん保護司だけやっているわけじゃなくて、ほとんどの方が地域で様々な活動をされています。地域の活動というのは、ほとんど貸し借りですので、何か頼んだら、頼まれたらまたやります、寄附してもらったら、また寄附しますって、そういう関係の中でやっているというか、そういう関係の中に入って初めて、私が保護司にならないかと言ったら、二つ返事でなってもらえるという関係、そこは、やはり保護司のパンフレット何枚か配ったら、そのうちの1人になるという世界ではないというのを、私は思っていますけれども。

広報のところ、不特定多数への広報から交流へというか、特定多数の形成ということを書かせていただいていますけれども、不特定多数の方々に抽象的な理解を伝えて、そのうちの何人かが実際に参加してくれるかということ、その間の距離はものすごく大きいんですね。実際に参加してもらうためには、抽象的な理解を進めるのではなくて、やはり何かの交流活動をともにするという中で、お互いの信頼ができてくる、一緒にやろうじゃないかという。保

護司の方々というのは、ずっとそれを続けているんだというふうに思いますし、ある意味では、保護司の発掘というのは、まちづくり活動の一つなんですね。そういうことと並行して、保護司になっていただく方を見つけていく、発掘していくということが大事だと思います。

よく言うんですけども、保護司は保護司になっていくんだという、つまり、最初から理想的な方が保護司でいるのではなくて、保護司になって、ほとんどの方が立派な説明資料みたいな保護司になるんじゃないかと、だまされて保護司になったとよく言います。それは、やはり何か苦勞してやっている人がいるから、普段世話になっているし、自分もやらなきゃいけないというぐらいの感じが、だまされてなったという言い方になるんですけども、でも、そこからいろいろなケースを担当して、いろいろな困難を背負った人たちに出会って、家族とも一緒に悩んで、そうして何年もかけて保護司は保護司になっていくというふうに言っています。最初から保護司であるわけではないわけですけども、そういうプロセスもとても大事で、保護司1人の存在の背景、水面下には、本当に様々な積み重ねがあるということがとても大事でして、なかなかそこには目がいきませんが、そういうことが現実にございます。

ただ、そういうふうな地域のまちづくり的な交流活動の中から保護司が出てくるということも、今なかなか世代交代をして、退職しても、あるいは時間があっても、奉仕活動には限らないんですけども、そういう活動に参加しないという層の人たちが増えてきました。そういう中で、先ほど永見さんからお話があった、個人の力ではなくて、更生保護サポートセンターという組織的な目に見える形で、地域の新しい形での交流をつくりながら保護司として活動する、あるいは保護司に活動していただく方々をつくっていくということが、とても大事になってきているというふうに思います。

ただ、今いろいろな困難がある中で、2つ申し上げますと、1つは、ずっと更生保護の活動というか、保護司の活動というのは、私はよく言うんですけども、小さな保護観察所に大きな地域社会って言ってきたんですけども、地域展開していくためには、保護観察所というのは本当に小さな組織で、その部分を伝統的な地域社会の懐の広さを保護司が代表して担ってきた接点だというふうになってきたということがあって、そこでいろいろなことができたということはあるんですけども、それがなかなか、もう地域社会自体も関係性が希薄化してきたり、保護司だとか周りの人たちの力も弱くなってきております。

そういった中で、更生保護の期待も非常に増えてきていますから、様々な活動を保護観察所自体、国も担わなきゃいけないと。そうすると、どうしてもその分保護司の活動も今増えてきております。さっきからお話が出てきておりますけれども、保護観察になっている人たち自体の問題が非常に複雑化、多様化していますので、それについての研さんも積まなければいけないということがありますし、もちろんそういうケースを担当するということもありますし、あるいは、学校との連携ですとか、更生保護サポートセンター活動とか、いろいろな分野が増えてきて、これからは薬物の人たちに対する役割も増えてくるだろうというふうに思います。

そういった中で、その部分が、国としては、保護観察所としての役割が増えて、負担が増えてきた部分が、そのまま一定の範囲で保護司にも負担が増えていくということになりますと、先ほどからお話が出ていますけれども、保護司のよさというのは、やはり臨時的支援とか、そういうボランティア性といいますか、そういうものが非常に大事だと思うんですけども

ども、そこを超えてきてしまうんじゃないか、その役割期待を、やはりきちんと適正化して線を引いていかないと、そういう面で保護司になかなかない、なってもちょっときついなということにもなりかねないというふうに思います。

もう1つは、やはり保護司はずっと、自分で活動して自分で資金をつくってきた。私もいろいろな活動の中で資金造成に携わってきましたけれども、更生保護の活動、社会復帰支援の活動の中で、資金造成をするというのは非常に大変です。ですから、地域では、保護司の方々は自分で拠出し、自分で寄附を集め、貸し借りの中でやってきて、活動と資金造成と両方をやってきたという状況があります。その活動のための経済的な基盤というか、そういう財政基盤をどういうふうに支援していくかというのは、とてもこれから大事だと思います。

財政基盤の支援というのは3つあると思うんですけども、1つは、もちろんこれは国です。自治体も含めてもいいんですけども、まず国だと思います。再犯防止推進法のような新しい計画についていえば、やはり新しい予算の枠組みが策定されないといけないと思えますし、それがまず大事なんですけれども、それはこれからの議論として。

2つ目は、社会的なシステムの中での財政支援だと思います。これは、経済界とかその他ですけども、これがなかなかできない。経済界の中で、協力雇用主という方々がたくさん参加するようになってきたというのは、これは、本当に画期的なことだというふうに思っておりますけれども、なかなかやはり経済界回っても、CSRというようなことは言われておりますけれども、文化とかスポーツとか福祉とか環境とか、そういった面には向いていますけれども、なかなか犯罪をした人たちの社会復帰支援というのは、分かっているのは難しいです。分かっても、なかなか一歩を踏み出していただくのは難しい。そういう社会的なシステムとして、どういうふうな財政基盤をつくっていくかという、更生保護制度の中にも、そういう仕組みは、建前上はあるんですけども、ほとんどお金は集まらない。例えば、その中で、昨年、休眠預金の公益活動への充当というふうな法律も施行されましたけれども、そういった社会的なシステムとして、是非社会復帰支援に携わる民間の活動への財政基盤支援というものを構築していただく、経済界の理解も広げていただくということ、とても大事ではないかというふうに思います。

3つ目は、個人の篤志家の支援ということですけども、これは本当になかなか、言い得て難しいと思います。社会復帰支援というのは、要するに、普通の人は犯罪をした人たちには関わりたくないし、関わらないでいられたら一番いいと、これはもう当たり前の普通の考え方だと、私は思っております。ましてや、被害者の方もいる世界でもありますから。ですけども、社会復帰支援というのは、やはり犯罪をした人たちに寄り添う人がいるということが一番の基本でして、普通なら関わりたくない人たちに寄り添う人、やはりそういうところには、かなり手厚い社会の支援、国の支援というのがあってしかるべきだと、この機会にますますそういうことについて御認識をいただければ有り難いというふうに思っております。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

ちょっと時間も押しておりますが、和田委員からは、資料の最後のページであります、治療共同体について改めて御意見いただいております。それから、小畑委員からも、最初の3枚めくったところですが、これまでも何度か頂いている御意見や資金の問題も含めて、あるいは一般の方の理解をどう得ていくかという問題について御指摘いただいております。

この頂いている意見、改めて口頭でも是非説明したいということであれば、今頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、頂いている意見は、また改めて、今度追加する計画の骨子案の中に盛り込んでいく際に、参考にさせていただくことといたしまして、今日2つ目の大きな議題であります再犯防止推進計画骨子案について御議論いただきたいと思います。

まず、事務局のほうから、概要を簡単に説明させていただきたいと思います。

【事務局から、再犯防止推進計画（就労・住居の確保等、保健医療・福祉サービスの利用の促進等）の事務局案について説明】

○**法務省大臣官房審議官** それでは、事務局案につきまして、御意見等頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、堂本先生、お願いします。

○**堂本委員** 再犯防止推進計画の事務局案を説明いただいて、まず思ったことは、第2回の検討会で議論した、就労とか住居の確保のところの所管のほとんどが、法務省になっていることです。議論はもっと他の省庁に及んでいたのに、なぜ法務省ばかりなのか。事務局案の就労確保のところ、多様な業種の協力雇用主の確保に当たって、企業等を所管する経済産業省、あるいは職業訓練や就業についての確保を所管する厚生労働省、それから地方自治体を所管する総務省などが、積極的に働きかける立場にあるはず。もっと協力を強く求めたいと思います。

それから、一般就労と福祉の狭間にある出所者の就労の確保について、検討会でも議論がありました。一般就労できる人たち、それから何らかの形で施設などに入らなければならない人もいるが、そのいずれでもなく、狭間に落ちてしまう人たちが、実は行き場がなく、再犯につながりやすい。問題として検討会で議論されたと思っていますがこれも法務省だけの所管ということになっている。法務省だけでは不十分です。満期釈放だったら保護司とも関係ないわけですから、そういった人たちが相談に行く窓口、あるいは実際に一時的に保護できるところが求められています。やはり地方自治体、社会福祉施設、NPO、NGO、それから弁護士など、多様な分野の人たちの連携、ネットワークが必要かと思います。地方自治体の人権や防犯担当者の積極的な関与が必要なのではないか。矯正施設内での刑務作業の充実も大事かもしれませんが、これは非常に限界がある。社会復帰に必要な対策を刑務所の中と外で連続して実施するのが理想です。そういった意味で、退所した後の対応が重要で、この人たちに再犯をさせないためには、関係省庁、特に総務省から言っていただいて、やはり地方自治体が相当積極的に関与する必要があります。包括的、横断的な取組を図るべきではないか、再犯に落ちない網を張るべきではないか。出所者がホームレスになってしまう可能性も大きい。そして、どうしても生活できなくて、犯罪を繰り返す。新しい推進法はその悪循環を阻止しようとしている。その精神にのっとなって、包括的、横断的な取組を充実すべきと強く思っています。

次は、居住の確保のところですが、具体的な施策のところ、公営住宅の問題も大変議論になりました。というのは、貧困の問題などもあり、一般の方ももちろん公営住宅に入りたいと思いますが、再犯は社会に大きな不安を残すことでありますし、何とか公営住宅

の一部を使わせてもらうことが求められている、という御意見が多々出ました。新たな配慮、政策の展開が求められているにもかかわらず、既存の制度のなかだけに終始するのでは、前進はありません。国交省に、公営住宅の入居について対応してほしいと思います。地方自治体を指導して県営住宅や市営住宅の一部でもいいので、積極的な姿勢を示してください。そうすれば地方自治体は動きやすくなると思います。是非、お願いします。

次に第3回の検討会の折に、保健医療のサービスのところで、一番問題になったのが、高齢者の問題と障害のある人たちの問題でした。具体的な施策として、関係機関における福祉支援の充実、再整備が求められていました。矯正施設、保護観察所、更生保護施設などで法務省がやれることには限界があるからです。特に大事なことの一つは、効果的な入口支援の仕組みの構築です。入口支援について、法務省の取組となっていますが、厚生労働省としても入口支援の重要性に鑑みて、是非、検討していただきたいと思います。出所してからの対応ももちろん必要ですが、入り口で手を打つことも大事です。初犯を防ぐことができる、私は初犯を防止するというのも、前回お話ししたところです。

現在は、地域の地域生活定着支援センターや社会福祉協議会が、自分たちの持ち出しで検察庁と協力して入口支援を行っている状況です。厚生労働省はそういった活動を積極的に支援をしていただきたいと、もう一回お願いします。

次に薬物に関してですが、治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実の必要性について和田先生から前回詳しいお話をいただき、大変問題だと感じたところです。薬物治療が非常に日本は遅れているとの指摘がありました。

刑の一部の執行猶予の制度が実施され、多くの薬物事犯が、今問題になっています。我が国の場合は治療施設がなく、行き場がないからです。次に、薬物依存症の患者に対して外来だけでなく、入院についても診療報酬の対象にするよう求めます。薬物依存者に対する認知行動療法を刑務所の中でもやっていますが、出所後にも続ける必要のある治療と聞いています。それが外来治療だけではできないケースもあって、入院治療が重要ですが、入院治療の場合には現在は保険の対象になっていません。外来治療と同じに診療報酬の対象とすべきです。前回、和田先生が御指摘くださいましたので、後で和田先生にもう一回フォローアップしていただければと思いますけれども、私はやはり入院についても診療報酬の対象とすることが必要不可欠なのではないかと思います。薬物依存症の治療については、日本は世界一遅れているというお話だったので、治療体制を可能な限り早く整えていただきたい。

第3は、更生保護施設の機能の多様化と強化についてです。私は更生保護施設、両全会にお邪魔してつくづく思ったのですが、宿泊施設としての機能だけでは不十分だということです。特に大事なのが相談機能です。更生保護施設を出て自立してからも、困難に直面した時などに、また戻ってきていろいろ相談できる仕組みが必要です。そのためには、更生保護事業法の改正が重要だと思っています。

更生保護施設に入所しなかった人たち、あるいは保護観察を受けている人たちも更生保護施設の相談機能を利用できるようにすべきと考えます。さっき更生保護サポートセンターのお話ありましたが、同じように地域で継続的に相談支援が受けられる相談窓口として更生保護施設が活用できるようになるといいと思っています。そのためには、地方自治体、そして保護観察所などが連携して、取り組む形をとるべきであり、総務省の協力も必要不可欠だと思ひ、お願いする次第です。

更生保護施設が不足しているために刑務所からの出所者が行き場がないケースが有ると聞いています。そこで、更生保護施設を公営住宅や空き家を利用してつくれるようにできないか。国交省の協力をお願いしたい。更生保護施設には障害者、薬物依存症者、高齢者も数多く入っていますが、適切な保健、医療サービス、さらに指導が必要ですが、法務省にそのスキルがあるとは思えません。厚生労働省が全国の更生保護施設の医療、福祉サービスを担当してくださることが望ましいと思っています。

最後に、地方公共団体による再犯防止等に関する施策の促進という項目ですけれども、地方公共団体が民間団体と連携して支援ができる、その実施をするためのネットワークの構築、それが大事だと思います。これも、法務省だけではできなくて、本当は、ここに総務省と書きましたけれども、全省庁が関わっていただけたらいいのではないかと思います。前回、たしか村木委員からネットワークの重要性ということの御指摘もございました。法務省は今まで余り地域と関わってこなかった経緯もあります。しかし、出所者が順調に社会復帰するためには、多様な専門家の知恵と力、技術が必要になります。先ほど清水委員がおっしゃったように、もう単に保護司のボランティアに頼ってられる時代ではなく、社会の多様な領域の人たちが関わって出所者を社会復帰させる時代になっています。だからこそ、再犯防止推進法が成立し、実施されことの意義は大きく、着実に実施していかなければなりません。是非ここは、包括的、横断的な体制を組んでいただきたい。お願い致します。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

それでは、続けて宮田委員に発言いただければと思います。

○宮田委員 分かりました。

きっちり整理ができていないので申し訳ないんですけども意見を申し上げます。

就労の問題については、いきなりきちんとした就職ができる方は少ないだろうと思います。そういう意味で、例えば、更生保護法人や更生保護に関わるようなNPOが農地を持って、そこで農作業をしていただく、あるいは、作業所のようなものをつくって、そこでちょっと働くことを勉強していただくようなことも必要なのかなと思っています。

そうなりますと、例えば、農水省に、更生保護法人や更生保護にかかるNPOが農地を取得したり、あるいは農業生産法人をつくったりすることへの御協力をいただくこともできるのではないかと考えました。あるいは、協力雇用主はほとんど中小企業です。経済産業省に、そういうところへの企業助成を図っていただくこともできるのではないのでしょうか。頑張っているのがどうも法務省だけに見えてしまい、ほかの省庁にも、もうちょっと支援があると有り難いと思ったところです。

福祉の関係では、福祉と更生保護の関係は非常に重なる面が多いと考えております。更生保護施設は、絶対的に不足しています。そうであるとすれば、厚労省の所管している福祉施設、例えば、生活困窮者のための自立支援の施設、あるいは、売春をして、ある意味で罪を犯して保護された人のための婦人保護施設であるとか、そういう施設の方たちに御協力をいただいて、例えば、自立準備ホームになっていただくことはできないのか、そういうことに対して厚労省からお口添えを頂くことはできないのだろうかとも感じております。

さらに、厚労省には、先ほど堂本先生からも御指摘のあった地域生活定着支援センターについて、もっと力を注いでいただけないかと感じた次第でございます。

地域生活定着支援センターのほうの事業については、厚労省では、出口支援に限るという制度設計をされておりますけれども、フォローアップ事業の中で、事実上再犯をして、地域生活定着支援センターの方が情状証人に出るなどして、刑務所に入ることを阻止できたような案件な事実上の入口支援の事案も積み重ねられております。そういう意味で、入口支援のノウハウも地域生活定着支援センターが持っておりますので、地域生活定着支援センターに対して、今までの経験が集積されてきたことに対しては、少なくとも業務として認めて、さらなる支援をしていただきたいと考えております。

国交省が、公営住宅の支援していただけるというのは非常によいことで、堂本先生の意見に賛成ですけれども、近隣住民等には、いきなりひとり暮らしをされると心配ということが、もしかするとあるかもしれません。そうであるとすれば、公的セクターの空いている施設を、例えば、更生保護法人や今言ったようなところの社会福祉法人の自立準備ホームなどに転用するような形で、監督を受けながら住まいする形で施設を準備したり、あるいはそういう方たちのための、通所型の施設をつくるために、その地域の施設を転用するというふうなことなども考えられてよいのではないかと考えます。

そして、先ほどの地域の更生保護サポートセンターや、罪を犯した人たちの様々な社会復帰支援のための教育、職業訓練なども含めて行えるような場所を、公的セクターの空き施設などを利用してつくらせていただけると、非常に有り難いと思います。

例えば、更生緊急保護で、ネットカフェ難民ではありながらも、そういうところに通いながらスキルを身につけて就職するなどという立ち直りモデルもあってもいいかもしれません大変雑ぱくで申し訳ありません。

○**法務省大臣官房審議官** ありがとうございます。そうしましたら、次に、先ほど堂本委員からも言及がありましたが、入院治療の場合の保険の問題について和田委員から御意見等伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○**和田委員** 和田でございます。

医療に入る前に、就労・住居の確保等について少し意見を述べさせていただいた後で、医療関係に移りたいと思います。説明頂いた事務局案、是非そのとおりにそれぞれ推し進めていただきたいという大前提で話させていただきますが、就労・住居の問題について言いますと、私は、それがテーマのときにも少し言わせていただいたんですけども、やはり住居と就労が別々になっていることが気になります。

ほかの委員の方も指摘されるように、住居を確保して、ある期間あなたはここにいてもいいですよと言いながらも、その間に仕事を探しなさいと言われても、そう簡単にはいかないよという現実が一番大きな問題だと私は見ております。私は、薬物の世界の経験から、「農福連携」と言われる事例も出しましたけれども、小畑委員のほうからは、ソーシャルファームという、そういう話も出てきました。やはり大切なのは、住居を確保しながら、その住居で就労ないしは就労に向けたトレーニングを兼ねてやっていくという、切り離さない、そういう取組が大切だと、いろいろな委員の方からも言われているのではないだろうかと思っています。

そういう見方をすると、今回説明があった事務局案というものは、既存の枠組みの流れなんですね。その意味では、やはり住居と就労の一体化ということを検討していくのが、一番重要かと私は思っております。そのときには、国と自治体がどこまでやるのかという議論も

当然そうですし、必要だと思いますが、そこで登場するのが、やはり民間です。それが、ここで言うボランティアかどうか分かりませんが、いわゆるNPO、NGOというところは、いろいろあるわけですし、現にどういう取組がされているのかを見ながら、モデルになるものはないのか、さらに、そのモデルとなるものがあつたら、それをどうやって育てるのか、その具体的な方法を検討するのが、価値があることだと思います。

そこで重要になってくるのが、今日も話題として出ています、資金についてです。お金なくして何もできません。いい考えがあつても、お金がなくては動かないわけですし、大変な経済状況の中でますますお金がないわけですが、何とかならないのか、そこを知恵を絞るといのが検討会の役割かと、個人的には思っております。

ということで、就労と住居について言いますと、その一体化という、そのような見方から、新しいモデルはないのか、その辺のところを少し検討してもらえればと思います。

それから、医療のほうにいきますと、医療と福祉サービスですけれども、私は薬物の世界でずっとやってきたものですから、そこに特化させていただきますと、今回の私の意見に書いたとおりなのですが、医療体制がとにかく、本当に恥ずかしい限りというのは認めざるを得ないですね。

厚生省のほうでは、外来の治療あるいは相談体制については、これまでになく大きなプロジェクトということで進めていただいているということは、どんどん進めてもらいたいです。ただし、全員が全員外来レベルで対応できるかということ、そうとも言えません。例えば、覚醒剤の場合には、幻覚、妄想という依存以外の問題があります。かつては、通り魔事件というものが随分あった時代がありますが、あれは、幻覚、妄想に基づいて、自分がみんなに殺されるという妄想の中で第三者に切りかかるという事件が起きたわけです。そういうときには、当然入院というものが必要になってくるわけです。

ただし、薬物乱用者、依存者というのは、一般論でいいますと、なかなかルールを守ってもらえない方が多いわけです。そういう方が入院したときに、幻覚、妄想で大変なときは、精神科としては、いわゆる統合失調症とかほかの病気の患者さんと何ら変わりがありません。精神科で治療をする、抗精神病薬というものを使うわけですが、統合失調症の方々は、往々にして幻覚、妄想がとれてくると、全く普通の人になってしまうんですね。ところが、極端に言いますと、薬物依存者、乱用者の場合には、幻覚、妄想がとれてくると、その方が持っている本来の問題性が出てくるが多々あります。

薬物依存症の方が幻覚、妄想で大騒ぎしているときには、本当に患者さんそのもので、なんということはないのです。それが、治療によって治ってくると、別の問題が表れてきます。何があつたかということ、「お前、覚えている。退院したら、お前の女房、子供どうなるか分かっているな。」と、こう言われたわけですね。病院の生活の中で、自分の自由が制限され、思いどおりいかないと、そういう発言が出たりするわけですね。そうしますと、病院としては診たくない。結局そういうことで病院は診なくなっているという現実があるわけです。

逆に言うと、そのような患者を診られる体制を準備しておく必要がある。つくっておく必要がある。これが入院の必要性です。だから、現在、厚生労働省、これまでになく積極的にやっていただいておりますが、外来治療が何とかこれから形ができていくなれば、その一貫性として、出発点としての入院ということもあるわけですから、一貫性を持たせる入院に対する手立てということをきちんとやっていかないと、医療体制は整わないと考えています。

それから、もう1つ、薬物に手を出した犯罪者の方々、あるいは薬物依存症者といひましようか、そういう方々を本質的に誰がどこで診るのかという問題になってきますと、私は医療が全てとは思っておりません。これも、以前の検討会でお話しさせていただきましたが、世界的には治療共同体というところなんです。そこは、薬物依存症から立ち直った方々がスタッフのメインになりまして、これから立ち直る人たちを指導していく、生活しながら指導していく、そういうところなんですけれども、これが日本にないわけですね。

日本にも民間の回復支援施設がありますが、日本の場合は、ある薬物依存症者が、かつて、薬物依存から回復しようと思ったけれども、病院に行っても診てもらえない、どこか相談に行こうと思っても、相談に行く場所もない、結局自分でそういう仲間を集めて、薬物を使わないで共同生活する場を作るしかなかったわけです。実は、これが、ダルクの発祥です。これは、簡単に言うと、サービスプロバイダーではなくて、自分たちが回復するための自分たちの場だったんですね。

ところが、日本の場合には、いつのまにかそのダルクに対して、本来は行政的にやるべきような内容まで丸投げしているという、そういう歴史があります。これはやはり変えていく必要があります。時代の中で、ダルク自体もいろいろなダルクが出てきました。千差万別です。ダルクと一くくりではもう言えません。これは、難しい問題をはらんでおりますけれども、中には、海外での治療共同体を志向しているダルクがあるのも事実です。そういうところをきちんと押さえて、日本で治療共同体というものをつくれぬのかどうか、あるいはそういうところを育てられぬのかどうか、そういう検討をしていくことが重要だと思います。

ただし、この治療共同体というものは、不思議といひましようか、本質はNPO、NGOなんです。アジアでは、国がつくったところもあります。ところが、往々にして、国がつくった治療共同体は、名前だけは治療共同体で、中身は刑務所と変わらんとよく言われるんですね。これは、宮田委員が書かれているように、管理面が強調されると、刑務所になってしまうということです。

ただし、民間でやるにしても問題があつて、財源の問題です。お金無くしてできません。だから、できてこなかつたという歴史があると思います。

最後になりますが、財源について若干述べさせていただきます。これは以前からいくつかの会議で言ったことがあるのですが、薬物問題について財源はないのかということ、私はあると思っています。どうということかということ、麻薬特例法というものがあります。麻薬特例法というのは、皆さん御存じのようなマネーロンダリングあるいはコントロールデリバリーといった泳がせ捜査ですね、それによって、億単位のお金が実はある。それが額面上の金額なのか、あるいは実際に入ってくるのか、私は知りませんが、額面上で言うと、この数年間でも、毎年億単位でお金があります。多い年には10億、20億超えます。そのような薬物関係で収入があつたならば、そのお金を回復に使うべきだと考えています。これも是非検討していただければと思います。

今回の検討課題は、どう頭を絞つても、最終的にはお金の問題になってくる気がするんですけども、考えてみれば、どこかに財源があるかも分からない、そういうことも是非検討していただければと思います。

以上です。

○法務省大臣官房審議官

全委員に御発言いただきたいと思いますので、村木委員、お願いいたします。

○村木委員 ありがとうございます。

まだ十分考えていないので、今ざっくりと、思いつきになるかもしれませんが、4つほど意見を申し上げたいと思います。

まず、就労の関係なんですけれども、いろいろな御意見が出てきた中で、やはり中間就労的なものが必要だというのが共通した意見だろうと思います。厚生労働省は、困窮者支援の中で中間就労という枠組みを持っているんですけれども、同じような枠組みが使えるのかどうかですけれども、「農福連携」も含めて、少し中間就労というような言葉を使ってこの計画の中に盛り込んでいくと、具体的なイメージが湧いてくるのではないかというふうに思います。これが1つ目です。

それから、2つ目は、住宅のところで、これ、やはり一番悩ましい問題だろうと思いますが、公営住宅はもちろん非常に大事な機能だと思いますので、多分いろいろな制約があって、例えば、何か月住んでいる住民じゃないとそこには入れないとか、いろいろなことがあるのかもしれませんが、是非公営住宅がうまく使えるように、この計画の中に盛り込んでいただければと思います。あわせて、これはまだ動いていない法律だと思うんですけれども、「住宅セーフティネット法」という新しい法律の説明会に参加する機会があって、非常にこういう、困窮者系について面白い使い方ができる法律ができたんじゃないかと思うので、もしうまく活用できるのであれば、是非お知恵を出していただいて、ここにもう1つ、その内容として盛り込んでいただくと大変有り難いかなというふうに思いました。

それから、3つ目は、福祉のところですか。ここは、入口支援のことと、それから出所者のことが分けられていて、入口支援はこれからだということで、そういう整理になっているんでしょうけれども、障害者手帳をとったり、介護の認定を受けるというのは、別に出所者じゃないとできない話ではなくて、入口のところで当然救っていかなくちゃいけない話なので、ここのところは、要するに、いろいろな困窮の状態にあって、入口のところへたどり着いちゃったという人についても同じようなことができるので、少しここを計画に書くに当たっては、工夫ができるんじゃないかというふうに思います。

入口のところの仕組みは、もう少し議論が必要かなと思いますけれども、検事さんが一生懸命これをやっているというのも、なんとなく変な話であって、なんとか地域とそれから関係者で上手な枠組みをつくって支援をしていくという、むしろ地域のネットワークの方に流れてくる話かなと思いますので、ここはもう少し議論ができればというふうに思いました。

それから、最後の地域づくりのところとも関連するのだらうと思うのですが、先ほどから財源問題、財政問題というのが出てきました。今日ここでも、特に現場の方、いろいろなお知恵を出して、こういうやり方、ああいうやり方というふうに言われましたけれども、多分、制度として、全国一律にこのやり方でこうやるとすごくいいみたいな形のものというのは、なかなかまだつくれるところまでいっていないんじゃないかと思うんですね。もちろんそういう、全国でどんと、こういうやり方で一斉にいろいろなことがスタートできるという財源がとれれば、それにこしたことはないんですが、そうでないとしたら、一つのやり方として、非常に進んでいる民間団体、先駆的なことができる民間団体とか、先駆的なことができる自治体が、とにかくこれがうまくいきそうだからやってみたいと思うものにだけでも、せめてお金がつくやり方というのは、非常に大事ではないかと。

厚生労働省は、よく厚生科学研究というので、先駆的なことをモデル的にやって、その効果をきちんと学者さんも入って検証して、本当にものになるんだったら全国展開の政策へと移していくというのをよくやっていて、地域生活定着支援センターも実はその中から生まれてきた制度ですので、財源のつけ方として、大きなものをなかなかつかめないときは、そういう形のお金のとり方もあるのかなということ、そういうことを計画に入れておくとお金もつけやすいということであれば、是非そこへ盛り込んでいただいて、先駆的な実践とそれをきちんと検証する仕組みというのを、是非お願いをしたいと思います。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、次に野口委員、お願いいたします。

○野口委員 ありがとうございます。

事務局案について、協力雇用主として意見を述べさせていただきます。

私は、犯罪をした人たちの立ち直りには、これはもう就労が一番だと考えております。ですから、計画に私たち協力雇用主に関する内容を盛り込んでいただいていることにつきまして、大変有り難く感謝をしております。計画には、新たな協力雇用主の開拓・確保が盛り込まれておりますが、まず、犯罪をした人たちの社会復帰に熱意や理解のある協力雇用主を、少しでも多く増やしていただければと思います。特に多様な業種の協力雇用主の確保ということがありますが、農業分野をはじめ様々な分野に協力雇用主の理解を広げていくことは、法務省だけで行っていくのは難しいのではないかと思いますので、是非とも他省庁の方にも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、計画に協力雇用主等の活動に対する支援の充実を盛り込んでいただくことも、私たち協力雇用主にとっては大変有り難く思います。御承知のとおり、協力雇用主の数は、現在18,000社にまで増加をしております。ところが、実際に雇用に至っている協力雇用主の数はわずかといいえますか、約800社にとどまっております。これは、私、個人的な見解ですけれども、職種の隔たりですね。それと、やはり協力雇用主さんと関係機関の連携がまだまだ十分にとれていないということから、こういう状況になっておると思います。2020年には、実際に雇用している協力雇用主数1,500社というのを目指しておりますけれども、果たしてこういう中でまだまだ協力雇用主が増えて、そして実績がそれに伴って増えていくのかというのは、私はとても疑問に感じておりますので、この辺の検討をひとつお願いしたいというふうに思っております。

私は、犯罪をした人たちが就労を通じて、生きていてよかった、そして、きちんと仕事をして評価されることがうれしいと感じられることが、とても大切なことではないかと思っております。また、犯罪を犯した人たちを雇う協力雇用主側も、非常にリスクはありながらも、やりがいや社会に貢献しているという実感を持てるようにしていかないと、就労支援の取組はなかなか広がらないのではないかと考えております。

あと、全国には就労支援事業者機構というものがありますけれども、そこには支援委員という制度もあります。そういう支援委員の制度を充実させるというか、協力雇用主はどこにも相談するところが実はないわけですので、そういうところからの支援・指導をいただきながら、対象者を雇用できるよう、就労支援事業者機構にできれば予算を付けていただいて、支援委員の活動が充実できるようお願いできたらと思っております。

身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度などの雇用する側の不安を小さくするような制度の充実は、実際に雇用してくださる協力雇用主の増加にもつながると思いますので、この制度は、是非ともまた今後も努めていただければと思っております。

また、協力雇用主の社会的評価の向上を盛り込んでいただいたことも、大変有り難く思っております。私も長年協力雇用主をやらせていただいておりますけれども、協力雇用主の存在が広く社会から理解されて、社会的に評価されるようになることは、多くの協力雇用主にやりがいや社会に貢献しているという実感をもたらすと思っております。是非とも具体的な施策の実現に取り組んでいただければと思っております。

最後に、計画に就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実を盛り込んでおられることは、就労支援を行っていく上で非常に大切なことに目を向けていただいたと思っております。就労支援は、就職させればおしまいということではありません。犯罪をした人たちが職場に定着することは、本当に容易なことではありません。就職後も就労支援対象者や協力雇用主のもとを定期的に訪問し、さきほども言いましたように、そういう助言を行ったり、場合によっては他の職場を紹介するなどのきめ細かな支援体制は必要不可欠であると思っております。したがって、是非とも就職後の継続的な支援体制も充実させていただきたいと思っております。

対象者は一度では更生しない、対象者が協力雇用主のもとに勤めても長続きしないというのは、協力雇用主の悩みでもあるということ、報告しておきます。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

今日まだ御発言いただけていない川出先生、お願いいたします。

○川出委員 では、すみません、簡単に。

1つは、先ほどからもう出てきているんですが、入口支援について法務省だけということな「んですが、先ほどからありますように、地域生活定着支援センターを関与していただくかどうかはともかくとして、福祉的なところにつなぐという点では、厚労省にも関与していただいて、やっていただけたところはあるように思いますので、そこは考えていただければなと思います。

あるいは、村木委員がおっしゃったように、地域での支援というところに、そこをつなげていくということなのかもしれませんが、それならそれで、そこにその趣旨が出るようにしていただければと思います。それが1点です。

もう1つは、薬物の問題なのですが、この薬物に関しても、ここで入口支援で行われているようなことができないのかなというのが、私の考えているところです。これは和田委員がおっしゃったところにもつながると思うんですが、起訴するかどうかの段階で、再犯の防止ということ踏まえた形での運用というのを、これから考えていっていただけないかなというのが希望です。

恐らく、薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討という中に、そういうニュアンスが込められているのかもしれませんが、ここ、もう少し具体的に、この刑事手続の中での運用において、この再犯防止ということを見据えた運用がなされるということについての検討ということを入れていただけたら、分かりやすいかなというふうな気がいたします。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

小畑委員、ございますでしょうか。

○小畑委員 最初の議題のところまで1つだけ、ちょっと申し上げます。

私の意見書、資料3の3ページですけれども、壁をどう超えるかというのがありますが、もうその現場の施設である、ある地方の保護司さんに昨日電話したら、小学校と中学校に犯罪防止を兼ねて寸劇をやるというんですよね。そういう活動まで、保護司さん考えてやっているというので、私もびっくりしたんですが、もう既に各先生がおっしゃられた、やはり地道な保護司さんの活動、そういうのが大事だと思うんですね。

私どもの更生保護施設も、東京のど真ん中にあるので、年間1,200人ぐらい見学者が来ます。これは、法務省関係の保護司、更生保護女性会だけじゃなくて、警察の少年指導員からPTAの方まで含めてまいります。また、マスコミの取材も年間十数件あるということで、そういう面で御協力しているんですが、なかなか今まで各論打破できないというのは、私はやはり制度的なあれが弱かったと、それが、今度はこの法律ができて、まさに検討会をやっているんで、ますます今、これを開くときだということで、大変喜んでおります。

それで1つ、やはり国民のコンセンサスを得るためには、もう少しコスト的なことも言うていいんじゃないかと思うんですよね。やはり再犯をさせない、犯罪を予防するということ、経済性、合理性、これが国全体にとって、また人道的にもその対象者のためになるということで、この辺のコストの面をもう少し国民の理解を得るためにいったらどうかなということをおもいます。

それから、この意見書のほうですが、3つばかり申し上げると、一つは、例えば、当会は現場の施設で20人の女性の刑務所を出た人を預かっているわけですが、6割が特別処遇対象者といって、ほとんど精神障害者です。これがもうどんどん増えてくる状況ですよね。ですから、例えば、就労に当たっても、これ、大変いい意見がたくさん出ているんで、これでいいんですが、やはりただつなげるというだけじゃ駄目なんで、やはり心のケアをしてあげないと、本当に弱い、続かない人たちなんです。これをやはり継続させないと駄目だということで、ただ、形だけやるんじゃなくて、心の面の弱さをどう継続してケアしてあげるか、ここを外したら、余り効果がないんじゃないかというふうに、私は思います。

それから、ソーシャルビジネスのことで、これは、和田先生、宮田先生から既に出ていますけれども、実は、私の意見で、就労のときに最初に意見を出したんですが、今これ、まだ継続して、難渋しながらトライをしております。やはりそこで問題は、あのときも書いたんですが、やはり地域の理解と、それからお金です。各方面の助成を受けられるところを全部当たって今やっているんですが、特に私がお願いしたいのは、既に先生方から出ていますけれども、関係省庁、例えば、農業をやるんなら農水省、それから経産省もあるでしょうし、教育においては文科省もあるでしょうし、やはり関係省庁のいろいろな助成を、今は全部調べているんです。そういうところにすがってこの事業をやる以外、この資金難をどうクリアできるかということがあって、やはり住居と就労と治療ケアという、この三位一体を、そういう一つのモデル施設として、なかなか貧困産業も多いなかで、やはりまともな施設を私が是非できたらなと思っているんで、どうか、特に関係省庁の方はひとつ、今後とも御支援願いたいなと思います。

それから、最後に3つ目ですが、更生保護施設、これは、今年度予算からはフォローアッ

ブ事業が始まりまして、薬物等の生活相談、まだ非常に少額な予算ですけれども、予算ができて、実は3日ほど前、うちは役員会がありましたので、早速定款の改正合議をして、実はもう昨日、法務省のほうへ申請したところでございます。こういうことは大変有り難いことで、どうかこの充実、やはりこの先につなげていくという、ここを是非お願いしたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

本日まだ説明しておりませんが、席上に、大きく「再犯防止」と書かれたポスターの原案を配布させていただいております。これは、安倍内閣総理大臣の直筆の文字でございまして、再犯防止啓発月間における広報のためということで、総理に御協力いただきたいということでお伝えしたところ、快く引き受けていただき書いていただいたというものでございます。

また、席上にチラシを配布させていただいておりますけれども、「社会を明るくする運動」の強調月間及び再犯防止啓発月間の初日であります7月1日には、有楽町駅前広場におきまして、広報啓発行事「立ち直りフェスティバル」を開催する予定でございます。皆様におかれましても、有楽町駅前広場にお越しいただきましてイベントに御参加いただければと存じます。

それでは、以上をもちまして第5回検討会を終了いたします。本日も長時間にわたり、御協議ありがとうございました。

—了—